

曆十八年日本 三月遂に義智と同行く朝鮮の都を發出せり

通信使入洛到聚樂亭并歸國之事

日本 天正十八年庚寅夏四月下旬對馬守義智朝鮮の黄允吉金誠一許箴等の三使を伴ひ釜山浦を發船して對州に歸り暫く勞を慰め對州を出船して海路恙なく同年秋七月京都に到り紫野龍寶山大徳寺と旅館とに於此時ありて太閤秀吉ハ北条征伐として當三月小京都を出陣有て小田原一發向有りとゆゑ歸洛を待居るるほどなく北条門旗打亡ぼせりて同年九月凱陣あり新なる殿閣を造作せり聚樂亭に於て朝鮮の三使を謁見して朝鮮王より書

翰進物を座上小捧げ黄允吉金誠一許箴等一同に立て三拜し盃礼の事終て三使城と下りり其後之使のもれ報書を受け歸る時太閤義智に命じて曰吾ハ大明に通せんと言ふ朝鮮王先導として可からず此意を朝鮮王に達しべしとて義智命を奉じて三使を伴ひ京都を發是れこの時三副使を始め一行は白銀を賜ふ翌天正十九年辛卯の春義智之使を同伴して恙なく對州へ歸り義智長老調信護送して朝鮮に至り東平館に止宿し秀吉の嚴命を朝鮮王に諭しけり也も領掌の答へたり兩人も義智より委儀と云ひ含め有るを猶又再之事の利害を説き朝鮮會より

容び然れども三使を護送せむの勞を慰め厚く謝す
述べしごとく

朝鮮 辛卯 本天正十九年 春通信使黃允吉金誠一等日本

より回る平調信玄蘇と俱に來る允吉等去年四月二十九
日釜山海より船に乗る對馬に抵り留る事一月又對馬よ
り水路四十餘里より壹岐島に至り博多郡古屋長門州と
歷て七月二十二日始て日本の都に到る蓋日本入りごと
し迂りたる路を通行せしやその一處に於て滞留せ
しゆ急うこれごとく月と累経てやうやく至る日本都
ありハ大利の中より旅館に折節平秀吉ハ往て東山道と

撃つ留る居る事數月より秀吉回るといひやれども又殿閣
の修治の事よ也國書を受け允吉等前後五箇月とて
漸く使意を傳へて日本少ては其天皇と尊び秀吉よを以
下皆臣下の礼ありて秀吉も日本よを王と稱し但
殿白と稱し或ハ博陸侯と稱し殿白とは漢の霍光の謂を
ゆふ凡そ事とな先づ殿白いと云ふ語を取てこれと稱し
はなす其通信使のありらむハ轎に乗て宮門に入る事と
許し前列ハ道らざる音樂と奏し堂に陞りて礼を行ふ秀
吉の容貌矮く陋しく面色黧黒し異たる人相ハあり
は但眼の光を閃くとして人を射る勢いあり三重の席と

設け南小向て平座一紗帽の冠むちと戴き黒き袍と穿て
諸臣數人列座せり三使を引て席に就しめ宴具の飾り
てハ設け前一の卓と置上ふ熟たる餅一器あり瓦
と以て酒を行ふ酒ハ濁酒なり其礼式至て簡易なり一
二度盃を巡りて罷ぬ様揖し盃の酬酢するかの礼節と
てハ無るなり頃有て秀吉ふと座を起て帳内に入る席
小あや合ふ諸臣ハ皆動らばやぐ一人平服して小見と
抱き内より出て堂の中と徘徊らるる視るふ乃ちさきの
秀吉かち座中の人を俯伏して居たるのちを已
て楹外と臨み朝鮮の樂工等命に盛むる衆樂と奏せ

めてあれを聴き居たりるふ小見たちも秀吉の衣服
の上遺溺せり秀吉笑ひて近従の者と呼ぶ時一人の
侍女聲を應じて走り出づれを小見と授けくまも他の衣
服と更ふらぐて意を肆りて自得するさまは傍ら小人
無らぐ朝鮮の使臣あいきりて出づ其後ハ再び見る
事と得び使副使銀四百兩つ與一書状官判事やく以下
位の高下よりして夫は賜物あり扱朝鮮の使臣歸國セ
む事とむ一やも返翰とわさむ先づ使者をのり發足ハ
をき由かり金誠一云く吾使臣として國書を持来る若報
書無くハ主命と草莽と委るに同トそ黄允吉ハ長く留

めりしむ事と惧し遷き發見し泉州堺の濱に至りてこれ
と待つれり答書出来りれども恃慢し其文言なれ
は我王の意小くむくつとく金誠一これと受るべ書き改
めざらざる事數度及び受取て發見せし凡て其通
行の路らるる日本入より贈り物あれども金誠一のみ
皆返却せけり兩人より小朝鮮は還り釜山小泊る時黄允
吉より先づ人を馳て日本の情形を陳一必定兵禍有るべ
しと申しぬ程なく都は登り返詞をさぐる小國より尋
らりて黄允吉ハ前の如く答一金誠一を吾彼の様子と索
るよ允吉の言ふ如き氣味と見つけば允吉が詞ハ人心を

動搖して空々しくいふ是は於て議するもの或ハ允吉
の詞を主と或ハ誠一が詞を是として評議匡く成
龍ときふ誠一を問て云是下の詞ハ允吉と同トらるる萬
一允吉が考のごとく兵禍有らば奈何とのゆる誠一云吾
も之實ハ日本の終小兵と動らるる事とされしとされど允
吉の言太くしてさて内外の人ハ驚き騷るる事を懼る
ふよ此を静めしむが為めなりと云々

琉球朝貢并和情報大明之事

日本此時琉球國王と尚寧と云つて父尚永近が逝去志
て尚寧を讓りて受け國內安泰よりして五穀豊饒なり太

閤秀吉ひでよし兼かね其威そのおどろと大明たいめい返かへも輝きらのまむと欲ほく先朝せんしやう鮮せんと
 征伐せいばつの心こころある琉球りゅうきゅうもまた大明たいめいは属後しゆくごと聞きらるるゆ
 志し是これともさきも後ごぐむむして薩州さつしゅうの島津しまづ義弘よしかひろの命いのちせら
 る貢物きんぶつと捧たもげ服従ふくじゆうとて若わくちをたむむ大軍たいぐんと下くだり
 攻せき込こばさむと云いふふと義弘よしかひろより天龍寺てんりゆうじ桃庵とうあん和尚じやうしやうと使つかと
 して琉球りゅうきゅうの長吏ちやうし鄭廻ていけいと云いふ者ものは其由そのよしと通とほらるる小尚寧せうしやう
 父ちち逝去しきよして程ほど無なけむバ只ただ管異くだんいなきと冀をぞふ所ところにて違背ちがひ
 なく其命そのいのちは後ごに大慈寺だいじし西院さいいんと云いふ僧そうと以もつて種ゆづくの貢きん
 物ものと献けんしぬ使僧ししやう日本にっぽん一渡海いちたうかい一京都きやうとより上あり衆樂亭しゆらくていに至いたり
 々々は太閤たいがう秀吉しゆき對面たいめんありて使僧ししやう以下いげ饗應きやうおう種ゆづく丁寧ていねいなり

秀吉しゆきの俗よこく遠とほく海路かいじゆと徑より聘礼へいらいと致いたし吾命わがいのちは随まふ事こと神
 妙みやくなり就すてハ今いまより大明たいめい一乃ひと通信つうしんを絶たち貢船きんせんと止とむ
 汝國にちこくは歸かへりて此事このことと尚寧しやうしやうは語かたげ琉球りゅうきゅうより大明たいめい一使しと
 遣つかし日本にっぽん一聘礼へいらいと通とほらるる昔むかし斯かく取繕とりつくろふて大明たいめい此事このこと
 と承引しやういんせむんは部兵べいへいと發はつして征伐せいばつとて早はやく此事このことと告つ
 ぐアアもつ使僧ししやう節せつと持もて歸かへりて琉球りゅうきゅう王わう一太閤たいがうの嚴命げんめいと
 達たつし々々も是これに於おいて衆議しゆぎ匡きやうなるが終すまに鄭礼ていらいと云いふ
 臣おみとして福建ふくけんは渡海たうかいせむ巡撫じゆんぷ使趙參魯しやうさんろと以もつて明朝めいしやう一
 奏達そうたつけり福建ふくけんは琉球りゅうきゅう館くわんあり又また福建ふくけんの許儀きよぎ俊しゆんと云いふ者もの
 日本にっぽんは擄さらちかて薩州さつしゅうより同郷どうきやうの朱均旺しゆくわんと云いふ者ものと

とも小太閤の外侵の志ある事を傳へ聞て福建の守臣
 は告げ又陳申と云者琉球は寓居しつゝ大明の回
 り此事を奏しつゝ朝鮮よりは未だ注進無きゆ之若くハ
 日本小志と通し二心ありてこの事を奏せしむる人皆疑
 ふ程は朝鮮の使臣大明に至り和人よりの変を生し入寇
 近き有べき旨と奏聞せり

韓記曰秀吉遣書于琉球其趣曰吾勃興于蓬萊順武威之
 運六十餘州既入毅中殊域遐方來庭者不少吾將征大明
 是天所授也爾琉球味通聘帛吾欲遣兵征之而原田孫
 七郎以商船之有利故屢往來于琉球此日俾近臣達告吾

曰速赴琉球說本朝征國之旨則其來享不可疑焉是故余
 暫宥之來春出師之日速可來謁若怠而不到則其必遣大
 兵燒其城郭廢其島民不可運于掌上琉球得此書大驚使
 官臣鄭礼齋之赴于大明依福建巡撫使趙參魯而告日本
 入寇之旨又江右人許儀近歲在薩摩而事醫業與同鄉朱
 均旺相議乃依福建守臣告之守臣達之大明帝未敢恐之
 唯命海邊兵士整調軍船而已琉球不及回翰而止焉
 嚮朝鮮より通信使と渡り時太閤の命は吾れ大明の
 通せむと欲し朝鮮より先導とせむと欲しつゝ大明の
 使臣より大明の事情とせむと欲しつゝ大明の先朝

鮮と征伐有べしとの事ハ琉球國より連江注進せらるる程かれを西南の異邦とも大小聲聞くるともきこえり南海中の諸蕃多く大眼一服従一朝貢せる中おも暹羅國々大眼一使と遣一表と奉貢せしものと捧げ且量衡とも乞國中の式としてこれ後ひなれば撥兵も遣せしむと奏聞せしむる

白石新井氏采覽異言曰萬曆二十年九月經略侍郎宋應昌奏達暹羅國王使握叭喇等願督兵蕩勦倭巢是我勝國主侵伐朝鮮時事也萬曆二十年歲次壬辰當元祿元年

朝鮮此時日本の書有率兵超入大明之語柳成龍謂らく

當即ち事の由を眼朝に奏聞あるべしや首相議政府の大臣領議以為思くは眼朝より吾國の松小日本に通じること罪せしむれば如何せん先れと津隱さむは如何と成龍云く事は因て往來するハ隣邦國を有つものやとて叶ふ所既成化の間より日本より朝鮮に因て貢と中國に入れし事を求めし事あり明成化當て日本應仁の大乱あり又皇明通紀大祖洪武四年九月日本國王良棟遣使朝貢しと云く洪武四年八月光嚴帝應安四年辛亥年此時菊池氏九州に於て後醍醐帝皇子棟良親王を奉りて王と一使と明一遣をせし故に明史に日本國王と其時も奏聞て眼朝より返翰ありて諭し給つて例あり前事已然と獨今日の是非は今諱し隱

一て奏聞せんを大義に於て怒るべし況や日本若し
 實に大服を犯しせむるの謀有て他所より奏聞らん時
 は及つて日本は同心して隠し諱むの疑いとうむし
 らば其罪を私に通信する咎めよきし甚しうんや云け
 れば諸臣のうろ柳成龍の議と是とらる者多くて遂に
 金應南等と遣り急ぎ馳て明朝に奏せしむ時は福建の
 人許儀俊陳申と云者日本に擄を居たりしが已に内
 密に明朝に日本の情を報げ及び琉球國の世子尚寧より
 も連ふ使を以てこの事を報げらる獨朝鮮よりの使未
 し来らざるべし大服も朝鮮國日本に貳心あるのや

疑ひ議論やうしやうしと問老宰相許國まくと朝鮮
 使ひよ來りて人ふて獨言て曰朝鮮ハ至誠を以て大國の
 事ふやのるの國ゆゑ必び日本は與に叛らうらび姑くこ
 れを待つきかんと其言未だ久しうらびて金應南等奏
 書と賞ち到りてゆゑ許國大小喜び一統の疑始て釈ら
 朝鮮は日本の兵を憂ひ邊事を熟したる宰相と扱ひ
 巡察使と三道慶尚全小下して以て之を備へたる先づ金
 暉と慶尚道の監司一道と統領を人命とも司ると云へり
 と李沈と全羅の監司と尹先覺と忠清の監司と器
 械と備へ城地と修葺せしむ慶尚道は八城と築く事尤多

先永川清道三嘉大丘星州金山東萊晋州安東尚州など
 縣々州々のやく處と軍法の如く左右の兵營と築きたて
 或ハ固くある處ハ修補を加へたりこの時は昇平既
 久して中外の臣民安佚は徃て差掛るる勞役と忌み憚
 り怨らみ惡むの聲路小載て驚しるけり陝川の人前典
 籍やく李魯より柳成龍を書と貽て云く多く城壁を築き
 民の力と勞するハ計り事れ過まらなむ且一嘉城ハ前
 小鼎津と阻てたつ如何ぞ日本の兵羽あつべし能く飛
 渡らむ何為浪りて城を築き民と勞せると云い送るる
 こと夫萬里の蒼海を以てまら倭軍と禦ぐ事能くべ況

城

しや一衣帯の如き流水を以て倭軍の必は渡らざる事と
 頼むべきまららび李魯の理は昧き事なう一時の人論議
 せざる此のぶら弘文館より書と司る文書付と上り
 てこれを論び然るふ西南の築く所皆形勢とのところら
 其上地面濶くく衆軍と容るるを以て専務とい晋州の
 城の如き險阻は據て守るべき城なるは是もても
 小なるとして東面は移して平地よりなむされば其
 後倭軍此より城にせめ入て城遂に保つ事と得ざる大
 低城ハ堅く小なるを以て貴きもの然るは其廣くは
 事と恐るは是の時の議論の然らむる処なる軍政の

大将と扱ひの専要し隊伍を組し合せ兵士と練り習ひ
どの方が至りては百も一つも挙る事なく座して敗る至
りて倭軍連る内郡と陥れ朝鮮の軍勢等風と望むで潰
之散り敢て鋒きと交る者無るべし邊司やくふ備る
ふの諸臣日く小関下小聚る備禦の策を評議ひせむ計
は為づき事ありとく或人の商ひひやう議は今倭軍善
く槍刀と用ふる我國堅甲の敵と御づきわらへ故に敵も
事能くは當り厚き鉄と以て濺射甲と作らるれと被て敵
陣は突入るるときは敵も刺らざる透間おるれを必し勝べ
しと云ふ衆人然りと云ひて是は於て大は工匠を聚めて

昼夜のりて打造るは柳成龍ひとて以為不可ならずと敵
と闘ふ事ハ雲の如くふ合ひ鳥の如くふ散り最も捷疾き
を責ふ既に濺射甲を被てら其重き事勝りて自ら
の運轉し不自由なるを何ぞ敵と殺ら事をもひと云ひ
々れやも此れを用ひ然れども數日よりて衆人其用ひ
難き事を知り遂に小罷たりと
又臺諫司諫ハ堂
諫侍論駁大臣に見えて計を言ふと請ひ中
一人氣を盛んめて大臣の謀なきを存する者あり
側より何の策ありと問は對て曰く漢江の邊は於て
多く高き柵と設け敵より上る事を得ざらゆ我ハこ